

神戸市立工業高等専門学校学生留学規則

2023年4月1日

規則第153号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校学則（2023年4月学則第1号）第29条第1項の規定による学生の外国の高等学校又は大学（以下「外国学校等」という。）への留学（以下「留学」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(留学の申請)

第2条 留学を希望する学生は、所属学科の学科長を経て、原則として留学の3か月前までに、留学願に次の各号に掲げる書類を添えて校長に願出しなければならない。

- (1) 留学希望先の外国学校等の規模、沿革、教育方針、教育課程等が記載されている書類
- (2) 前号に掲げるもののほか他校長が必要と認める書類

(留学の許可)

第3条 校長は、前条に規定する留学の願出があったときは、神戸市立工業高等専門学校教務委員会の議に付し、次の各号に掲げる要件を満たしているときは、これを許可するものとする。

- (1) 留学しようとする外国学校等が正規の教育機関であり、体系的な教育課程を有していること。
 - (2) 前号の外国学校等から在籍することについての許可を得ていること。
 - (3) 留学の目的、理由が当該学生にとって教育上有益であり、かつ、当該学生の学業成績及び生活態度が良好であること。
 - (4) 留学先で履修する科目が、留学期間中における本校の履修科目とその内容において相当とみなすことができ、復学後の修学に支障がないと認められること。
- 2 校長は、前項の規定により留学を許可した後、出国前に前項各号の要件を欠くような事態が生じたときは、留学許可を取り消すことができる。

(留学期間)

第4条 留学期間は、10か月以上1年以内とする。ただし、校長は、留学期間においてやむを得ない事情があると認めるときは、留学期間の短縮又は1年を限度としてその延長を許可することができる。

- 2 前項ただし書きに規定する留学期間の短縮又は延長の許可を受けようとする学生は、留学期間変更願を校長に提出しなければならない。
- 3 留学期間は、修学年限に含めるものとする。

(留学の終了)

第5条 留学を許可された学生は、留学が終了したときは、直ちに所属学科の学科長を経て、校長に留学報告書及び留学先外国学校等の長が発行する単位取得証明書、成績証明

書等を提出しなければならない。

(単位修得の認定等)

第6条 留学期間中の単位の認定及び復学後の所属学年については、教務委員会の議を経て、校長が決定する。

2 留学期間中の単位の認定については、留学を許可された学生が留学先外国学校等において良好に履修したと認められる場合は、30 単位を超えない範囲で単位の修得を認める。この場合、評価は行わない。

3 第4条第1項ただし書きの規定により留学期間の短縮を許可された場合において、短縮後の留学期間が10か月未満となったときは、前項の単位の認定は行わない。

4 第1項の規定により30単位の認定を受けた者は、神戸市立工業高等専門学校履修規則(2023年4月規則第146号)第9条第3項に規定する進級の要件を満たしているものとみなす。

(留学許可の取消)

第7条 校長は、留学を許可された学生が次の各号のいずれかに該当するときは、留学先外国学校等の長と協議のうえ、留学許可を取り消すことができる。

(1) 履修の見込みがないと認められるとき。

(2) 留学先外国学校等の規則等に違反し、又は留学生の本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。